

2016年10月31日

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会  
代表理事 釜本美佐子 殿

強化費助成に関する調査委員会

### 強化費助成に関する調査報告書

2015年7月に特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、JBFA）に設置された強化費助成に関する調査委員会（以下、調査委員会）は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、JPSA）の平成23年度、平成24年度「指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業」による助成金の一部の返金を命じられた事案について事実関係の調査を行った。以下、調査委員会による調査結果と見解について報告する。

#### <調査の目的>

JPSAが実施する「指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業」において、会計検査院から指摘されJPSAからJBFAに返金指示のあった平成23年度（2011年度）、24年度（2012年度）の助成金282万5千円の使途の詳細を明らかにすること、不適切な処理が行われた原因を明らかにすること。

#### <調査委員会の構成>

調査委員会は、JBFA理事会の決定により設置され、牛島利明（委員長・JBFA理事）、塩嶋史郎（JBFA副理事長）、安達亮（JBFA理事）、長谷川俊明（弁護士）によって構成される。

#### <調査結果>

会計検査院との調書のやり取り、JBFAに保管されている助成金会計書類を精査するとともに、関係者への聞き取りを行った結果、調査委員会は以下の点について不適切な助成金使用があったと判断する。

##### (1) 日本代表強化合宿時の宿泊費

日本代表強化合宿の宿泊費を実際の支払い分を超えて概算として計上し、助成対象外の合宿費用に使用した。

##### (2) 日本代表強化合宿時の選手交通費

日本代表強化指定選手の交通費として計上した費用を、一部選手に支払わず、助成対象外の合宿費用に使用した。

日本代表強化合宿の宿泊費については、宿泊施設に実際支払った金額に関わらず参加人数に一定金額を乗じた概算によって領収書を集め助成金の報告をJPSAへ行っていた。このため、実際に宿泊施設に支払った金額とJPSAへの報告書に記載された金額に差が生じている。

選手交通費については、参加者全員分の交通費を支払うものとして領収書を集めJPSAに報告されていた。しかし、実際に選手に支給されたのは遠距離の場合のみで、それ以外の近距離交通費は支払いを行っていなかった。このため、実際に選手に支払った金額とJPSAへの報告書に記載された金額に差が生じている。

以上のような宿泊費、交通費の処理によって、支払った実際の費用を上回る金額がJPSAに対し報告されていた。差額は助成対象外の合宿費用を賄うために使用された。

なお、助成金の私的流用や日本代表強化費以外への使用はない。

## <原因>

助成金が本来その対象とならない強化事業に使用された原因として、以下の3点が指摘できる。

### (1)強化計画策定と助成金の申請・使用

JBFAの強化計画は、代表チームとしての強化目標を達成するために必要な合宿や遠征の回数・日数から計画され、その後に必要な予算が策定される。当該年度において、強化に必要とされる予算は予想される助成規模を上回っていたため、助成金で賄うことが難しいことが予想された。そこで、不足分を寄付金・協賛金、個人支援者寄付金などで賄うことが計画された。

年度始めに強化費を含むすべての事業計画と予算を策定するものの、事業計画策定時には当該年度の助成金額は決定していないため、助成金額が決定される夏ごろまでは助成金額、対象になる事業が確定しない状況で合宿や遠征を進めていくことになる。このため、年度始めは助成金以外の財源を用いて支払いを行いながら、助成金報告のための領収書等を集めていくという状態にあった。また、年度後半に助成金申請の追加募集がされる場合があるため、あらかじめ領収書類をできるだけ多く手元に準備しておくことが必要と認識されていた。

事業実施の都度発生する領収書等を揃え、保存すること自体は会計処理上必要なことである。しかし、助成対象外の合宿・遠征を含めた強化事業全体の資金を確保するため、追加募集に備える分も含めより多くの助成金が獲得できるよう、できるだけ多くの領収書等を集めて助成金を利用することが必要という意識に陥っていたことが、不適切な処理を発生させたと考えられる。

### (2)選手およびスタッフの自己負担額決定の考え方

交通費の助成は、本来、選手の自己負担を軽減するためにあると考えられる。しかし、近距離交通費が選手に支給されなかった理由としては、JBFAの自己負担軽減についての考え方も影響を与えていた。かつての海外遠征では、自己負担あり、なしの遠征が混在し、選手の不公平感を生む結果となった。以来、JBFAでは、年単位で見ると、各選手の自己負担金ができるだけ均等化するように調整してきた。

これは選手の不公平感を減らすことになり、また資金の充実とともに自己負担金額そのものの軽減にも結び付いた面はあると考えられる。しかし、他方で、本来事業ごとに選手に支払われるべき交通費が助成対象外の強化事業に支出されるという不適切な処理を生み出す原因にもなった。

### (3)ガバナンスの脆弱さ

当時の理事会議事録によれば、予算・決算、一定金額以上の支出や契約は外部理事を含む理事会で審議・承認され、決算等に関しては監事のチェックやアドバイスを受けていた。しかし、外部監査を委託する体制は導入されておらず、理事会のガバナンスは財務諸表上の整合性の確認に留まっていた。助成金管理の問題を早期に発見するために必要なガバナンス体制が確立していなかったことが、今回の問題を発生させる原因のひとつになったと考えられる。

## <対策>

指摘した原因のうち(1)、(2)については、平成26年度ごろから事務局の自主的な改善が進み、平成27年度以降は適正に処理されていると判断される。平成26年4月より助成金専任担当者を配置するとともに、助成金と他の資金との区分を厳密に行う体制に変更された。また、平成28年1月には顧問税理士を選任したほか、同年10月からは外部専門家の支援を得て事務局における業務フロー全般の見直しと整備も進められている。

今回の問題の背景には、強化費用の財源を助成金に強く依存していたこともあったと考えられるが、この点についても、研修事業を始めとする自主財源の確立を図り、一定の成果をあげている。

(3)のガバナンス体制については、すでに平成26年8月に外部理事2名（元Jクラブ代表、外部NPO法人理事長）が増員され、理事会による経営監視機能が強化された。また、平成27年にはNPO法人格を取得して経営の透明性を高めるとともに、理事会における予算・決算承認手続きの厳格化などの改革が進められている。

さらに、明文化されたルールに基づく透明性の高い組織運営を行うため、倫理・コンプライアンス規程（平成28年4月制定）、懲罰規程（平成28年4月制定）、代表チーム部謝金規程（平成28年7月改訂）など、諸規定の整備、改訂が進められている。

以上のように、すでに助成金管理方法の改善やガバナンス改革が進められていることから、再発防止策は講じられつつあると判断できるが、本事案を教訓とし、引き続き徹底した対応を継続して行うことが必要である。

以上